

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、 <u>入院時食事療養標準負担額</u> 、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。	(定義) 第2条 6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、 <u>入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額</u> 、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成22年10月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。